

生駒市自治基本条例

〈逐条解説〉

生 駒 市

(令和6年7月改定)

-目 次-

前文	1	第 30 条	財政運営の基本方針	24
第 1 章 総則		第 31 条	予算編成、執行及び決算	24
第 1 条 目的	3	第 32 条	財産管理	26
第 2 条 定義	3	第 33 条	財政状況の公表	26
第 3 条 最高規範	5	第 34 条	行政評価	27
第 2 章 基本原則		第 35 条	外部監査	28
第 4 条 情報共有及び公開	6	第 7 章 市民参画、市民自治及び情報		
第 5 条 参画と協働の原則	6	第 1 節 市民参画		
第 6 条 人権の尊重	6	第 36 条	条例制定等の手続	29
第 3 章 市民の権利と責務		第 37 条	計画策定段階の原則	29
第 7 条 まちづくり参画の権利	8	第 38 条	計画策定手続	30
第 8 条 18 歳未満の市民のまちづくりに 参画する権利	8	第 39 条	審議会等	30
第 9 条 まちづくり参画における市民の 責務	9	第 2 節 市民自治等		
第 4 章 議会及び議員の役割と責務等		第 40 条	市民自治の定義	32
第 10 条 議会の役割と権限	10	第 41 条	市民自治に関する市民の役割	32
第 11 条 議会の責務等	11	第 42 条	市民自治に関する自治体の役割	33
第 12 条 議会の会議及び会期外活動	12	第 43 条	市民自治協議会等	33
第 13 条 市議会議員の責務	13	第 44 条	市民投票	34
第 5 章 市の役割と責務等		第 45 条		35
第 14 条 協働のまちづくりにおける市の 役割	15	第 3 節 情報共有等		
第 15 条 市長の責務	15	第 46 条	情報への権利	36
第 16 条 執行機関の責務	16	第 47 条	情報共有制度	36
第 17 条 市の職員の責務	17	第 48 条	情報収集及び管理	37
第 6 章 市政運営		第 49 条	個人情報の保護	37
第 18 条 まちづくり参画における市の 責務	18	第 8 章 他自治体との連携、協力等		
第 19 条 総合計画等の策定	18	第 50 条	他自治体住民との連携	38
第 20 条 説明責任	19	第 51 条	近隣自治体との連携	38
第 21 条 意思決定の明確化	19	第 52 条	広域連携	38
第 22 条 行政組織	20	第 53 条	国際交流及び多文化共生	39
第 23 条 職員政策	20	第 9 章 条例の見直し		
第 24 条 法務政策	21	第 54 条		40
第 25 条 法令遵守及び公益目的通報	21	第 10 章 市民自治推進委員会		
第 26 条 行政手続	21	第 55 条		41
第 27 条 危機管理	22	附則		42
第 28 条 広聴応答義務	22	用語集		43
第 29 条 広聴対応	24	市民の個別要件		47

（前文）

私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶^{せん}釜などの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。

一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。

こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わなければなりません。

私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市ー 生駒市づくりに努めます。

ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。

【解説】

前文では、生駒市の特性とともに、生駒市自治基本条例（以下「本条例」という。）を制定する背景と趣旨、まちづくりを行っていくうえでの基本的なルールや目指すべき自治の姿を述べています。

生駒市は、豊かな自然や歴史、安全な住環境、交通の利便性に恵まれ、伝統産業と最先端科学の二つの顔を併せ持つ関西有数の住宅都市として発展してきました。

しかし昨今、人口減少や少子高齢化、都市間競争の激化など本市を取り巻く社会状況が大きく変化するとともに、価値観や生活様式の変化に伴って市民のニーズや地域課題が多様化しています。行政の予算や人員に限りがある中、複雑多岐にわたる行政課題や地域課題に応えるためには、市民が主体となってまちづくりを行うことが求められています。

生駒市民は定住意向やまちづくりへの参加意欲が高く、自治会に代表される地縁組織の活動のほか、NPOやボランティアといったテーマ型の市民活動にも熱心です。このような市民力の高さは本市の大きな財産であり、市民活動のパワーこそが生駒市を持続可能なまちにする原動力と言えます。

「生駒市自治基本条例」の「自治」とは、「自ら治める」と読めるように、地域のことは地域で考え、決定し、行動することを指します。地方自治は、地域住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した団体（基礎自治体としての生駒市）の権限と責任において地域の行政を行う「団体自治」とで成り立っています。

本条例では、自治の担い手である市民、議会（議員）、行政（市長、職員）が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことを規定するとともに、第2条において「市民」を生駒市内に居住する住民だけでなく、市内に通学や勤務する者、活動や事業を行う個人や団体、企業等も広く含めています。

まちづくりの主体として市政に関わり、地域コミュニティなどに参画する市民は、主権者として「住民自治」と「団体自治」双方に責任を持ちます。また、議会（議員）も行政（市長、職員）も、生駒市の「団体自治」を推進する責任を負うことを、本条例で明確にしています。

このように、市民、議会、行政の3者がそれぞれの責任と役割を果たし、お互いに尊重し、協力しながら参画と協働のまちづくりに取り組み、真の市民自治の実現を目指すため、自治基本条例を制定することをこの前文において決意表明しています。

【第1章 総則】

（目的）

第1条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

【解説】

条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地方の住民の意思と責任において自治が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において自治が行われること）の2つからなるとされています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。
- (6) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。

【解説】

<第1号>

「市民」とは、地方自治法上の「住民」（生駒市内に住所を有する者で、外国人住民や法人も含みます。）のほか、生駒市内に勤務している者や通学している者、生駒市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。

<第2号>

「市」とは、普通地方公共団体の生駒市議会及び生駒市の執行機関です。

<第3号>

「執行機関」とは、生駒市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。なお、水道事業管理者については、地方自治法に規定する執行機関ではないですが、地方公営企業法の規定によって、独立した権限を与えられており、独自の判断により責任ある行政運営を行うべき立場にあることから、執行機関に含めることとしています。

《既存の法律など》

【地方自治法】

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

【地方公営企業法】

（管理者の地位及び権限）

第8条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 予算を調製すること。
- (2) 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- (3) 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
- (4) 地方自治法第14条第3項並びに第228条第2項及び第3項に規定する過料を科すること。

<第4号>

「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。

＜第5号＞

「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である(1)自主自立・対等、(2)相互理解・目的共有、(3)公平・公正・公開という考え方を基本としています。

＜第6号＞

一般に「まちづくり」には、道路や河川、下水道などの都市基盤の整備や福祉や教育、環境などのさまざまな事業や活動がありますが、この条例では、「住みよい豊かな地域社会」をつくるための事業や活動を「まちづくり」としています。

(最高規範)

第3条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

【解説】

この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。

【第2章 基本原則】

（情報共有及び公開）

第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。

【解説】

<第1項>

参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報の提供や公開、共有を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。

<第2項>

市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体や手法を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。

市民は、こどもから高齢者、障がい者、外国籍の人や外国につながりがある人など多様であり、通常の日本語表記やアナウンスだけでは理解が難しい場合があります。手話や「やさしい日本語」表記、フォント（字体）の工夫、字幕や読み上げソフトといった手段・手法を用いながら、幅広く情報を提供、公開、共有する努力が求められます。

（参画と協働の原則）

第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

【解説】

この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。

(人権の尊重)

第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。

【解説】

参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人、LGBTなどの性的少数者、同和問題、インターネット等による人権侵害など多岐にわたっています。

《既存の法律など》

【生駒市人権擁護に関する条例】

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【第3章 市民の権利と責務】

（まちづくり参画の権利）

第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。

【解説】

＜第1項＞

「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、すべての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定しています。また、参画する権利は、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」や同指針に基づく「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」などによって現在保障されていますが、市民は、さまざまなまちづくりに参画する権利を有しています。

＜第2項＞

市民がまちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。

（18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利）

第8条 18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。

【解説】

生駒市自治基本条例では18歳未満の青少年や子どもたちに、まちづくりに参画する権利を保障しています。こども基本法においても、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること」が基本理念として定められており、こどもたちの主権者意識の向上に取り組むとともに、まちづくりの将来像や方針の検討にあたって、ワークショップやアンケート等でこどもたちの意見を積極的に集めるなど、こどもたちが自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に取り組む必要があります。

また、まちづくりへの参画にあたり、こどもたちの年齢及び発達の程度に応じて地域や社会の現状や課題を学ぶ機会を増やすとともに、表明した意見を尊重し、施策に反映させ、どのように反映されたかをフィードバックすることにより、こどもたちの更なる意見表明につながるような好循環を創出することが求められます。

(まちづくり参画における市民の責務)

第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

【解説】

<第1項>

まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。

<第2項>

また、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務としています。

【第4章 議会及び議員の役割と責務等】

（議会の役割と権限）

- 第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。
- 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。
- 3 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

【解説】

<第1項>

市議会は、市民の負託に応えて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、市長をはじめとする執行機関と同様、市民自治を推進する役割を担う機関として、まちづくりの主体は市民であるとしたこの条例の趣旨を踏まえて、市民自治の考え方を尊重し、その実現に配慮しながら、議会の権限を行使しなければならないことを定めています。

<第2項>

市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想やそれを実現するための条例や予算など、市の重要事項を議決する権限、及び検査、調査等を通じて、執行機関が市民の意思を市政に反映し、適正な行政運営を行っているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。

<第3項>

市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権など地方自治法の規定を確認するものです。

なお、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む）を指します。

平成 25年 12 月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を規定しました。

《既存の法律など》

【地方自治法に定められている主な議会の権限】

- ・議決権（第 96 条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など 15 項目が定められている他、同条第2項により議決の対象を条例に定めることができる。）
- ・選挙権（第 97 条、第 103 条、第 182 条）
- ・検閲・検査権、監査請求権（第 98 条）
- ・意見書提出権（第 99 条）

・調査権（第 100 条）

・長の不信任議決権（第 178 条）

【生駒市議会基本条例】

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、生駒市自治基本条例(平成 21 年 6 月生駒市条例第 20 号)に定める議会の役割及び責務を踏まえ、生駒市議会(以下「議会」という。)及び議会の議員(以下「議員」という。)の活動の在り方に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

（議会の責務等）

- 第11条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。
- 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。
- 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。
- 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。
- 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。
- 7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

【解説】

＜第1項＞

市議会は、市民の代表機関、市の意思決定機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、市政に民意を反映するために広く市民の意見を求めるよう努めなければならないことを定めています。

＜第2項＞

市議会には、意思決定における議論の内容及び経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。

＜第3項＞

市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報公開や提供、共有を行い、市

民参加の推進に努めるべきことを定めています。

<第4項>

市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、政策形成機能を強化し政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、条例制定などの議会が有する立法機能の強化に努めなければならないことを定めています。

<第5項>

市議会は、検査権、監査請求権、調査権等を活用し、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視するとともに、改善策を求めあるいは提案するなど、市政を点検し、その改善を推進するよう努めなければならないことを定めています。

<第6項>

市議会の政策形成機能及び立法能力を高めるためには、議員及び議会事務局職員の資質向上が欠かせません。内外の他機関にネットワークを広げたり、情報検索や広報・広聴に関する研修を充実させたり、議会図書室と生駒市図書館との連携などにより、政策に関する図書や関連資料に容易にアクセスできる環境を整えるなど、調査機能や法務機能の強化が必要です。

<第7項>

市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また市民の代表機関として、この条例上の議会の役割、責務を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。

(議会の会議及び会期外活動)

第12条 市議会の会議は、討議を基本とする。

2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。

3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

【解説】

<第1項>

市議会は、市民の代表機関であり、市民の代表者である議員が意見を交わし、論じ合い、意思決定を行う機関であることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考えに基づき、「討議の重要性」について規定するものです。

<第2項>

開かれた議会として、議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、個人情報の保

護に関わる部分などについては、必要に応じて非公開とすることができ、その場合は、非公開とした理由を公表しなければならないとしています。また、地方自治法第115条の規定による秘密会とした場合についても、その理由を公表しなければならないとしています。

《既存の法律など》

【地方自治法】

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

<第3項>

議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。

3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽^{さん}に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

<第1項>

市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正かつ誠実に職務を果たすべきことを定めています。

<第2項>

市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。

<第3項>

市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案能力の一層の向上が期待されることから、常に自己研鑽^{さん}に努めていくべきことを規定しています。

<第4項>

市議会議員は、議会における審議状況、自らの意思決定の理由、活動状況などについて

て市民に説明するよう努めるとともに、自ら広く市民の声を聴き、その声を議会における意思形成過程、政策形成、市政の点検及び改善などの活動に反映させるよう努めなければならないことを規定しています。

【第5章 市の役割と責務等】

（協働のまちづくりにおける市の役割）

第14条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。

2 市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う。

【解説】

<第1項>

参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスを提供するという役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられますが、その際も地域力の向上を意識し市民の自主性を高めることが重要です。

こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割の中心を担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

<第2項>

協働のまちづくりにおいては、市民が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。

（市長の責務）

第15条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【解説】

<第1項>

市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。

<第2項>

市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民及び議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとしたこの条例の趣旨を踏まえて、ハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。

<第3項>

市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。

《既存の法律など》

【地方自治法】

（長の統轄代表権）

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

（事務の管理及び執行権）

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

（職員の指揮監督）

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

（執行機関の責務）

第16条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

【解説】

地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」をこの条例の理念にのっとり、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。

《既存の法律など》

【地方自治法】

（執行機関の義務）

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算そ

の他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

（市の職員の責務）

第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

【解説】

<第1項>

市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して生活者としての目線を忘れず、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。

《既存の法律など》

【地方公務員法】

（サービスの根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

<第2項>

市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。

<第3項>

まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も市内で働く者として市民の目線を大切に、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。

【第6章 市政運営】

（まちづくり参画における市の責務）

第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。

【解説】

<第1項>

まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮をしたうえで、等しくまちづくりに参画する権利を保障することを市の責務としています。

<第2項>

更に、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。

（総合計画等の策定）

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これらを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。

3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

【解説】

<第1項>

総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。

<第2項>

都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。

<第3項>

総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによ

る進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。

《既存の法律など》

【行政分野ごとの計画】

生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「環境基本計画」、「高齢者保健福祉計画」、「都市計画マスタープラン」、「生駒市景観形成基本計画」などがあります。

（説明責任）

第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

【解説】

市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。

（意思決定の明確化）

第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

【解説】

意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。

《既存の法律など》

【生駒市行政文書管理規則】

（行政文書の管理の責務）

第3条 市長は、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が果たされるよう、行政文書の適正な管理を行わなければならない。

（文書の作成）

第4条 職員は、前条に定める責務を果たすため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に裏付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書(図面を含む。)を作成しなければならない。

(行政組織)

第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。

【解説】

市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを行うとともに、職員自ら、自治体職員として責任ある政策を実行していくという自律的責任を市の責務として規定しています。さらに、分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたらいまわしなど）に対処するため、組織の横断的な連携を行うとともに組織間の連絡調整を密に行い、市民への説明責任を果たすことの必要性を定めています。

(職員政策)

第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。

2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽^{さん}のための多様な機会の保障に努めなければならない。

【解説】

<第1項>

職員の任用及び配置に関する市の責務を定めています。具体的には、地方公務員法の規定に基づき、能力の実証に基づき職員の任用を行うこと及び職員の配置等に当たっては、定期的な勤務実績の評定を行うこととするものです。

《既存の法律など》

【地方公務員法】

(任用の根本基準)

第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。

(勤務成績の評定)

第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

<第2項>

市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質及び能力の向上並びに多様な自己研鑽^{さん}の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。

(法務政策)

第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

【解説】

地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法令の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。なお、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む）を指します。

(法令遵守及び公益目的通報)

第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。

【解説】

<第1項>

市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。

<第2項>

行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為及び公益に反する恐れのある事実がある場合において、職員の公益目的通報制度の適切な運用を市に課しています。

《既存の法律など》

【生駒市法令遵守推進条例】

（市の責務）

第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための生駒市行政手続条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

《既存の法律など》

【生駒市行政手続条例】

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

（危機管理）

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

【解説】

市は、毎年各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪、感染症や大規模事故など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市の防災体制に関しては、他の地方公共団体との災害相互応援協定をはじめ、民間企業等との間で、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。

（広聴応答義務）

第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。

2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。

【解説】

<第1項>

市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、職員一人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。

＜第2項＞

市民との対応を円滑に行うため、記録を作成し、その整理及び保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例に規定する要望等の記録の仕組みを活用するほか、この条例に基づき必要な措置を講じるものとします。

《既存の法律など》

【生駒市法令遵守推進条例】

（要望等の記録）

第6条 職員は、要望等（要望等を行う者（以下「要望者」という。）が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。）を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

【生駒市法令遵守推進条例施行規則】

（要望等の記録）

第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容（以下「記録内容」という。）の確認を求めるように努めるものとする。

3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項（要望者が明らかにしない事項を除く。）とする。

- (1) 要望等を受けた日時
- (2) 要望等を受けた方法
- (3) 要望等を受けた場所
- (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名
- (6) 要望等の件名及び内容
- (7) 要望者に対する回答の内容
- (8) 要望等への対応の結果
- (9) 要望者による記録内容の確認の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項

（記録内容の報告等）

第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長（市長事務部局の公室長若しくは部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、

当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。

3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。

(1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。

(2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。

(広聴対応)

第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市だけでは解決できない課題が多くなってきているため、市民からの要望・意見等を収集し、的確に捉え、施策・政策に反映していくことが求められます。広聴はそういった役割を果たすものであることから、広聴機能の充実を図ることを定めたものです。

(財政運営の基本方針)

第30条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

【解説】

市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画やそれを実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的かつ効率的に活用できるように、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。

(予算編成、執行及び決算)

第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。

3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かり

やすい情報を提供するものとする。

【解説】

＜第1項＞

第30条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や、経営資源（人・モノ・カネ・情報）を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。

＜第2項＞

地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。

《既存の法律など》

【地方自治法】

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

【地方自治法施行令】

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

（1） 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。

（2） 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。

※予算の配当とは、地方公共団体の長が予算執行の担当の各部課に対して行なう執行限度の承認のこと。

（3） 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。

2 前項第3号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。

【生駒市予算規則】

（予算成立の通知）

第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。

（予算の執行方針）

第9条 市長は予算成立後、直ちに予算の執行方針を定め、課長に通知するものとする。

(予算執行計画)

第9条の2 課長は、8条の規定により通知を受けたときは、前条の予算の執行方針に基づき、速かにその所掌事務に係る予算について予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長に提出しなければならない。

2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。

3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。

<第3項>

予算の編成過程の情報に加えて、「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。

(財産管理)

第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

【解説】

市の財産の適正で計画的な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められています。なお、市長は今後財産の管理計画の策定に努めるものとします。

《既存の法律など》

【地方自治法】

(担当事務)

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

(6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

(財政状況の公表)

第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

【解説】

財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、この条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民に分かりやすく公表する必要性を規定しています。

また、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。

《既存の法律など》

【地方自治法】

(財政状況の公表等)

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

【財政状況の公表に関する条例】

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(行政評価)

第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

3 市長は、市民及び専門的知識を有する者による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。

【解説】

<第1項>

各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善・見直し)のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。

<第2項>

評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。

＜第3項＞

行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価方法を構築することが重要であり、予算制度と連携した行政評価方法の確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。また、総合計画の進行管理を通して、施策目標の達成状況と行政改革の視点から、施策評価及び事業評価を行っていきます。

（外部監査）

第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。

【解説】

市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができます。

【第7章 市民参画、市民自治及び情報】

＜第1節 市民参画＞

（条例制定等の手続）

第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。

- (1) 関係する法令又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。

【解説】

＜第1項＞

まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。

まちづくりに関する重要な条例とは、

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例
- (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例
- (3) その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。

なお、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む）を指します。

＜第2項＞

条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を果たします。

（計画策定段階の原則）

第37条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

【解説】

重要なまちづくり施策の検討及び決定を行う場合は、広く市民の意見を求め、市の考え

方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、アンケートやパブリックコメントの実施を示しています。なお、対象となる市の基本的な政策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。

《既存の法律など》

【生駒市パブリックコメント手続条例】

（目的）

第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

（計画策定手続）

第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。

【解説】

市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表原則を規定しています。なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続条例によることとなります。

（審議会等）

第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

【解説】

<第1項>

審議会等委員の選任について、地域、性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。

<第2項>

審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。

平成20年4月1日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行（平成24年10月9日に同取扱指針を廃止し、新たに「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」を施行）しており、委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委員の公募に関する基準（平成24年10月9日から「附属機関及び懇談会等の参加者の公募に関する

る基準」によるとともに、会議等については、附属機関等の会議の公開に関する基準（平成24年10月9日から「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」）により運用しています。

《既存の法律など》

【附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針】

（委員の公募）

第6条 附属機関の委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。

2 《既存の法律など》

【附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針】

（委員の公募）

第6条

2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。ただし、生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱（平成25年4月1日施行）に基づき委員を選任する場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。

（会議の公開等）

第12条 附属機関及び市は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、附属機関及び懇談会等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。

3 附属機関等は、審議に当たり、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。

<第2節 市民自治等>

(市民自治の定義)

第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。

【解説】

<第1項>

市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例ではコミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語で表現すれば生駒市域全域もしくは共同体意識の形成が可能な一定の地域における、市民主体のまちづくりの活動をいいます。なお、共同体意識の形成が可能な一定の地域とは、自治会に代表されるように、地縁のつながりの中で自分たちの地域をよくしていこうとする意識や気持ちを共有できる者で構成される一定の区域を意味します。

<第2項>

多くの方に市民自治の概念が浸透し、より活発な市民活動につながるよう市民自治活動という文言を使用し、具体的なアクションにつながる印象を与える表現としています。市民自治活動の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

(市民自治に関する市民の役割)

第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

【解説】

<第1項>

補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。

<第2項>

市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を

支援することも市民の努力義務として規定するものです。

（市民自治に関する自治体の役割）

第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。

【解説】

＜第1項＞

市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。

＜第2項＞

市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保障するものです。ただし、もっぱら営利を目的として行っている活動や、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援している活動、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持している活動などは、支援の対象とはなりません。

（市民自治協議会等）

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。

2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。

3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

6 前各項に関することは、別に定める。

【解説】

＜第1項＞

地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など

地域特性を共有する一定のまとまりのある地域を基本に、自治会、NPO等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。

なお、一定のまとまりのある地域とは、自治会等の基礎的な地縁組織の連携が可能な小学校区程度の区域を意味します。

<第2項>

市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれた、透明性のあるものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。

<第3項>

市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。

<第4項>

市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業及び施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。

<第5項>

市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。

<第6項>

市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。

（市民投票）

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

【解説】

市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。

平成26年6月に生駒市市民投票条例を制定しました。

≪既存の法律など≫

【生駒市市民投票条例】

（目的）

第1条 この条例は、市政にかかわる重要事項について、生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号。以下「自治基本条例」という。）第44条及び第45条の規定による市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【解説】

<第1項>

市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。

<第2項>

市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。

<第3項>

市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。

<第4項>

市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱いを定めておくとする規定です。

平成26年6月に上記条文の項目を定めた市民投票条例が制定されたことにより、今後は同条例、同条例施行規則に基づいて手続を行っていくこととなります。

<第3節 情報共有等>

(情報への権利)

第46条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。

【解説】

情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。

《既存の法律など》

【生駒市情報公開条例】

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

(情報共有制度)

第47条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。また、市民参画によるまちづくりを一層進めるため、市のホームページ上で提供する情報を充実させるほか、市が保有する各種データをオープンデータとして積極的に外部に提供する等、情報共有に向けた仕組みの構築及び運用を進め、市民による積極的な情報利活用を促すことを定めるものです。

《既存の法律など》

【生駒市情報公開条例】

（情報提供施策の充実）

第24条 実施機関は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に利用できるよう、広報活動、行政資料の提供その他実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(情報収集及び管理)

第48条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。

【解説】

生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに担当職員が引き出せるよう情報を適正に管理しなければならないことを定めています。

≪既存の法律など≫

【生駒市情報公開条例】

(行政文書の管理体制の整備等)

第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の適切な保管及び保存、迅速な検索等に資するための行政文書の管理体制の整備を図るとともに、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(個人情報の保護)

第49条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

【解説】

情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。この条例では基本的な事項を定めていますが、具体的には「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」と、同法に基づく「生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例」を適用します。

【第8章 他自治体との連携、協力等】

（他自治体住民との連携）

第50条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

【解説】

まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。人々の中には団体や法人、大学や専門機関も含まれます。

（近隣自治体との連携）

第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。

【解説】

市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合等に加加入しているのをはじめ、近隣自治体間で災害時における相互応援協定を締結しています。

（広域連携）

第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。

【解説】

第51条の近隣自治体との連携に加えて、自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、単独の自治体だけでは対応しきれないことから、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。生駒市では、廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画をはじめ、水質改善、再生等を目指す大和川水環境協議会及び竜田川流域生活排水対策推進会議に参画しています。

（国際交流及び多文化共生）

第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

【解説】

日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めるとともに、市民が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。生駒市では、国際化基本指針などを策定し、それらに基づく事業及び施策を展開しています。

【第9章 条例の見直し】

第54条 市は、附則に規定する日から起算して5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聞いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条例は、本市における最高規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものとして前文や基本原則などは変わらないと考えられますが、一定期間が経過した後も各条文がその時々々の社会情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを検証して形骸化を防止するため、附則に定める日から起算して5年を超えない期間ごとに市民の意見を反映させて検討し、必要な見直し等を行うことを規定しています。

【第10章 市民自治推進委員会】

- 第55条 参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、この条例の運用状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
 - (2) 市民
 - (3) 市議会議員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 8 委員長は、委員の互選により定める。
- 9 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 10 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 11 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 13 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 14 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 15 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 16 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

<第1項>

附属機関として市民自治推進委員会を設置することを規定しています。

役割としては、自治基本条例の基本原則である参画と協働のまちづくりに関する基本的な事項に関して、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申します。

<第2項>

第1項の規定のほかに、自治基本条例の運用を市民の立場から見守り、条例の適正な進行管理を行うために、調査を行い、市長に意見を述べることを規定していま

す。

<第 3 項～16 項>

委員会の組織や運営に関しての必要な事項を定めています。委員構成については、自治基本条例は、市民・議会・行政が一緒になってまちづくりを進めていくための基本理念などを定めたものであることから、市民・市議会議員を含めています。

附則

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成24年3月条例第15号)抄

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成24年10月条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成27年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和元年12月条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条(見出しを含む。)の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

【用語集】

ア 行	一次借入金 (第33条関係)	普通地方公共団体において、当該年度の歳出予算内の支出をするために、金融機関から借り入れる借入金のことである(地方自治法第235条の3)。一借(いちかり)と略される。一時借入金の最高額は、予算でこれを定めることとされており(同第2項)、またその会計年度の歳入をもって償還しなければならない(同第3項)。具体的には金融機関との間で当座貸越契約を結び、その範囲内で借り入れる場合と、個別に期間と金額及び利率とを定めて借り入れる場合とがある。
	NPO (第40条関係)	Non(非)―Profit(利益)―Organization(組織)<ノン・プロフィット・オーガニゼーション>の略で、営利を目的とせず、社会的使命の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれている。「非営利」とは、無償で活動したり、活動により利益を上げないということではなく、収益から費用を差し引いた利益を団体の構成員に分配せず、その利益を団体本来の社会貢献活動の費用とすることを意味する。「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて認証を受け、設立登記をした団体が「NPO法人」。

力 行	基本計画 (第19条関係)	基本構想で定めたまちづくりの理念と将来像を実現するため、市民・事業者・行政の役割分担や各分野で取り組むべき施策を体系的かつ具体的に明らかにするもの。第6次総合計画では、計画期間を5年間とし、5年経過後、社会環境の変化への対応するための中間見直しを行った上で後期計画を策定することとしている。
	基本構想 (第19条関係)	長期的な展望にたって、総合的かつ計画的にまちづくりを行う指針となるもので、まちづくりの基本理念や将来像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示したもの。
	関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウン(前文)	関西文化学術研究都市は、創造的な学術・研究の振興を行い、新産業・新文化などの発信の拠点・中心となることを目的として、大阪府、京都府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵に建設されている都市。関西文化学術研究都市建設促進

		法のもと、国の建設に関する基本方針や3府県の建設計画に基づき、約 15,000 ヘクタールの地域に12の文化学術研究地区が分散配置されている。高山サイエンスタウンはその1つに位置付けられ、平成5年に高山サイエンスプラザ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学が立地、その後、民間の研究施設や研究開発型産業施設が立地している。
	間接民主制 (第45条関係)	民主主義における政治制度の一つで代表民主制、代議制ともいう。議会制民主主義と同義である。選挙等のある一定の方法によって代表者を選出し、自らの権力の行使をその代表者に信託することで、間接的に政治に参加し、その意思を反映させる政治制度をさす。対になる概念として直接民主制がある。

サ 行	持続可能な都市経営 (前文)	財政分野においても、環境分野においても、世代を超えて市民が安心し、地域的連帯を享受しながら愛着を持って住み続けることができる都市を将来にわたって実現していくことをいう。
	総合計画 (第19条関係)	まちづくりの全ての分野にわたり、総合的、計画的、長期的な基本指針になるとともに、市民や市民団体によるまちづくりの協働目標ともなるもので、基本構想、基本計画で構成されている。

タ 行	地方債 (第33条関係)	地方公共団体が必要な財源を調達するために発行する債券で、公債である。 債務の履行が一会計年度を越えて行われるものであり、証書借入れ又は証書発行の形式をとるものをいう。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。なお、会計年度内において償還されるものは「一時借入金」と呼ばれ、地方債とは区別される。地方債を起こす(起債する)場合は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定めなければならない(地方自治法第230条)。
	地方分権 (前文)	地方公共団体に地方自治の主体として、国に集中している権限や財源を移し、都道府県や市町村が自主的、自立的に地域の実情にあった行政を展開できるように制度をかえていこうとするもの。対義語は中央集権。明治維新で廃藩置県が実施されると、強固な中央集権体制が作り上げられた。中央

		集権制度の中心は、現在は公選である府県知事が地方官官制による官僚であった点である。2000 年（平成12年）施行の地方分権一括法では、機関委任事務制度が廃止され、国と地方公共団体が対等な関係とされている。
--	--	--

ナ 行	二元代表制 （第10条関係）	地方自治体における首長と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶという制度。一方、国においては、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負うという議院内閣制。 二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあり、ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成を行うことが二元代表制の本来のあり方とされる。
--------	-------------------	--

ハ 行	パブリックコメント （第37条関係）	市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報等を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見する機会を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。→（関連条文）第38条
	附属機関 （第39条関係）	普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるとされ、附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とされている。また、附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除くほか、その属する執行機関において掌るものとされている。（地方自治法第138条の4第3項、第202条の3）
	補完性の原則 （第41条関係）	家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能又は非効率なものを、市町村や県、国などの大

		きな単位が行うという考え方。日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分・家庭や地域で解決を図り、それができない場合は行政（市・県・国）で行うという考え方。
--	--	---

【市民の個別要件】

	対 象
自治基本条例	地方自治法上の「住民」（生駒市内に住所を有する者で、外国人住民や法人も含みます。）のほか、生駒市内に勤務している者や通学している者、生駒市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。 （自治基本条例案第2条解説）
公職選挙	●日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 ●日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 （公職選挙法第9条1項、2項）
パブリックコメント	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者並びにパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者をいう。 （生駒市パブリックコメント手続条例第2条3項）
情報公開請求	何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。 （生駒市情報公開条例5条）
地方自治法	市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。 （地方自治法第10条）

